

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合県央寮 設置条例

昭和44年5月20日

条例第1号

改正 平成19年7月条例第2号

同 19年11月 同 第3号

令和3年11月 同 第2号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定に基づき、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合に養護老人ホームを設置する。

(名称及び位置)

第2条 養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 広域養護老人ホーム県央寮

位置 三条市吉田字薬王寺1237番地

(管理者)

第3条 広域養護老人ホーム県央寮は、管理者がこれを管理する。

(委任)

第4条 広域養護老人ホーム県央寮の管理運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則(平成19年7月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年11月条例第3号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(令和3年11月条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。